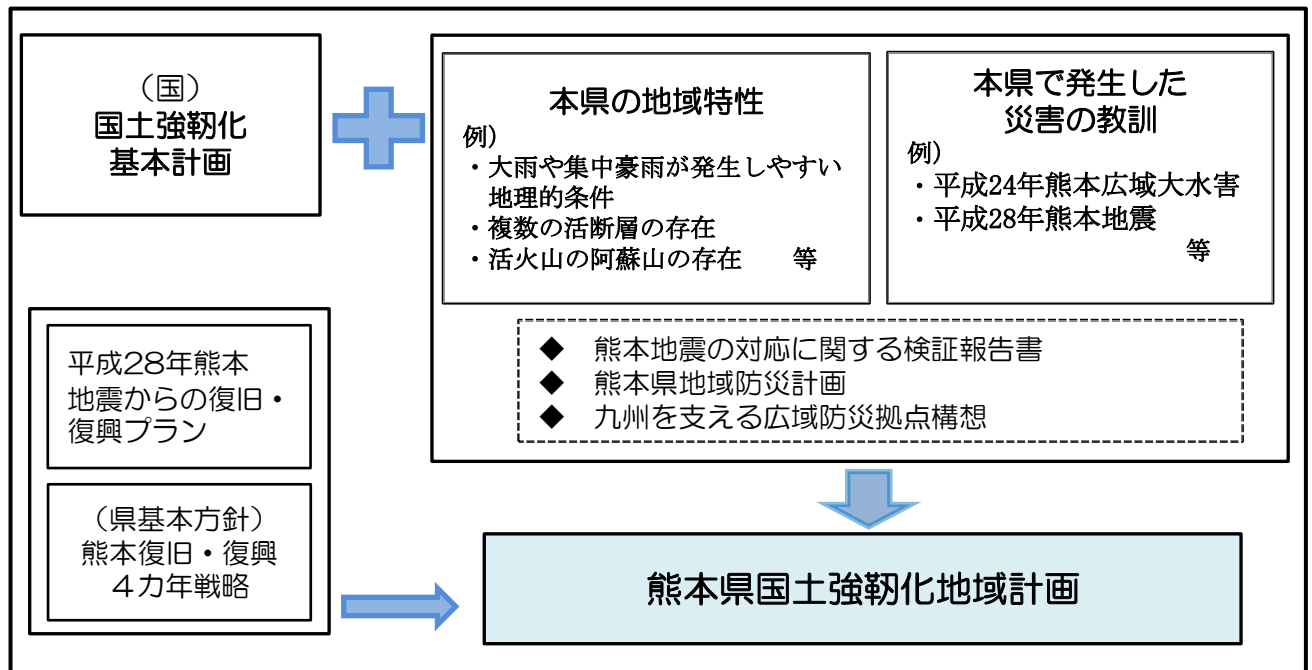


熊本県国土強靱化地域計画の策定について

1 本県の国土強靱化地域計画策定の趣旨等

- 国土強靱化基本法第13条に基づき、今後起こり得る大規模自然災害に備えて、熊本県国土強靱化地域計画を策定。
- 熊本地震や過去の災害等を踏まえ、ハード施策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備し、**災害に強く、安全安心に生活できる熊本**を目指す。
- 併せて、九州を支える広域防災拠点として、県境を越える広域的な災害対応体制を整備する。
- なお、本計画に基づく取組みに対しては、国の補助金等による支援が行われる（交付の判断にあたって一定程度の配慮）。



2 基本目標

- ① 県民の生命を守ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 九州を支える防災拠点として機能すること

3 主な推進方針

1 大規模自然災害が発生した場合の人命の保護

- 住宅・宅地の耐震化
- 公共建築物や学校施設の非構造部材も含めた耐震化の促進
- 津波・高潮対策、防災対策に資する道路整備
- 防災情報周知、予防的避難等避難体制の整備、土砂災害特別警戒区域内の移転等の推進

2 大規模自然災害発生直後からの迅速な救助・救急、医療活動等

- 救助・救急、物資輸送ルート確保に向けた九州の縦軸・横軸のリダンダンシーの確保
- 自衛隊、警察、消防等の応援部隊の円滑な受入体制整備
- 指定避難所・福祉避難所の見直し、周知徹底、円滑な運営、要配慮者への支援
- 車中泊等、避難所外避難者の実態把握と情報・物資の提供体制確保
- 国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制整備
- 水・食料等の備蓄（自助）の推進、自主防災組織等の活動（共助）の強化

3 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能の確保

- 庁舎や広域防災拠点となる施設の非構造部材も含めた耐震性の強化
- 県や市町村の受援体制の強化、業務継続計画（BCP）の策定
- 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、九州各県との相互補完体制の構築

4 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な情報通信機能の確保

- 防災拠点施設等の非常用電源の整備推進、通信手段の機能強化

5 大規模自然災害発生後の経済活動（サプライチェーンを含む）における機能不全の回避

- 事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援
- 物資・エネルギー供給に向けた道路・港湾整備、空港の機能強化

6 大規模自然災害発生後の生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧

- 上下水道施設の耐震化、上下水道BCP策定、生活用水としての井戸水の活用
- 県内各地域や集落間を結ぶ道路の計画的な整備、橋梁等の耐震化

7 制御不能な二次災害（＝沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺、施設の損壊・機能不全による二次災害、火山噴火による甚大な地域社会への影響等）の回避

- 沿道建築物の耐震化、無電柱化の推進
- 農業用ため池、ダム、砂防施設、道路防災施設の維持管理・更新

8 大規模自然災害発生後の地域社会・経済の迅速な再建・回復（＝復旧・復興を担う人材の確保、地域コミュニティの維持等）に必要な条件整備

- 災害ボランティアとの連携、専門的知識や技術を持つ人材の確保・育成
- 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成
- コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携強化